

財政的援助団体等監査結果報告書

令和6年度

佐賀県監査委員

監査第 686 号
令和 7 年 2 月 5 日

佐賀県議会議長	大場 芳博 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県教育委員会教育長	甲斐 直美 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	宮原 真一

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
第 2 監査の結果	3
第 3 意見事項	5
監査対象団体ごとの監査結果	7
1 財政的援助団体	
公益財団法人佐賀県消防協会	9
学校法人大隈記念早稲田佐賀学園	9
佐賀県専修学校各種学校連合会	9
祐徳自動車株式会社	10
サキンエコリサイクル株式会社	10
株式会社中村	11
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	11
医療法人社団啓祐会	12
社会福祉法人真栄会	12
公益財団法人佐賀県産業振興機構	12
唐津東商工会	14
日清紡マイクロデバイスAT株式会社	14
昭栄化学工業株式会社	15
株式会社バッテン	15
佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	15
川上南部土地改良区	16
株式会社佐藤木材	17
佐賀県環境・生態系保全対策地域協議会	17
水源地域連携・活性化促進協議会	17
西山保広	18
肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会	18
九州佐賀国際空港活性化推進協議会	19
アリタセラクリスマスイベント実行委員会	19
アート県庁プロジェクト実行委員会	20
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議	21
2 出資団体	
九州佐賀国際空港ビル株式会社	21
公益財団法人佐賀県臓器バンク	21
公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金	22

公益財団法人さが緑の基金	22
公益財団法人佐賀県産業振興機構（再掲）	12
3 公の施設の指定管理者	
北山フォレストパートナーズ （佐賀県立 21 世紀県民の森キャンプ場）	23
所管課ごとの監査結果	25
1 財政的援助関係	
危機管理防災課（消防保安室）	27
空港課	27
観光課	28
医務課	29
長寿社会課	30
産業政策課	31
流通・貿易課	31
生産者支援課	32
農地整備課	32
河川砂防課（城原川ダム等対策室）	33
2 公の施設の管理関係	
さが政策推進チーム	34
用語等の説明	35

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、佐賀県監査基準（令和2年3月31日 佐賀県監査委員告示第4号）に準拠して財政的援助団体等の監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査の実施時期

令和6年6月から令和7年1月まで

2 監査の対象団体

県が、補助金・負担金・貸付金等の財政的援助を行っている団体（財政的援助団体）、資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び公の施設の管理者に指定している団体のうち、延31団体（※実質30団体）について実施した。

区 分	財政的援助	出資	公の施設の管理	計
公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人、地方独立行政法人	3	4	0	7 (6)
一般財団法人、一般社団法人	0	0	0	0
学校法人	1	0	0	1
社会福祉法人、医療法人	2	0	0	2
特定非営利活動法人（NPO法人）	0	0	0	0
株式会社、共同事業体、個人事業主	8	1	1	10
市町	0	0	0	0
その他	11	0	0	11
合 計	25	5	1	31 (30)

(注)・数値は、「財政的援助」及び「出資」については団体数、「公の施設の管理」については施設数

・（ ）内は重複を除いた数値（区分別に計上していることから重複が生じる。出資団体かつ対象年度に補助金等の財政的援助を受けている団体は、「財政的援助」及び「出資」のそれぞれの区分で1団体として計上している。）

・「その他」は、協同組合、商工会、土地改良区、連合会、協議会、実行委員会など

・今年度は、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会の本県開催に伴い30団体の監査を実施した。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

(1) 財政的援助団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか

(2) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか

(3) 公の施設の管理者については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の令和5年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

財政的援助団体及び出資団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項等が認められたので、団体、所管課及び関係課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、団体及び所管課に対し指導を行った。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

区 分	令和6年度									合計
	財政的援助			出 資			公の施設の管理			
	団体	所管課	計	団体	所管課	計	団体	所管課	計	
重要な指摘事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他指摘事項	7	13	20	1	0	1	0	1	1	22
検討事項	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計	8	14	22	1	0	1	0	1	1	24

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

2 重要な指摘事項

該当なし

3 その他指摘事項・検討事項

(1) 財政的援助団体関係（その他指摘事項：20件、検討事項：2件）

① 団体に対するもの（その他指摘事項：7件、検討事項：1件）

- ・ 補助事業に係る事務手続で適正でないもの（1件）
- ・ 補助事業に係る事務処理で適正でないもの（3件）
- ・ 負担金事業に係る事務手続で適正でないもの（1件）
- ・ 負担金事業に係る事務処理で適正でないもの（2件）
- ・ 負担金事業に係る事務手続で検討を要するもの（1件）

② 所管課に対するもの（その他指摘事項：13件、検討事項：1件）

- ・ 補助金交付要綱の改正を要するもの（5件）
- ・ 補助事業に係る事務手続で適正でないもの（1件）
- ・ 補助事業者への指導が不十分なもの（2件）
- ・ 補助事業の審査が不十分なもの（4件）
- ・ 負担金事業者への指導が不十分なもの（1件）
- ・ 負担金事業に係る事務手続で検討を要するもの（1件）

(2) 出資団体関係（その他指摘事項：1件）

① 団体に対するもの（その他指摘事項：1件）

- ・ 団体の助成金交付要綱の改正を要するもの（1件）

(3) 公の施設の指定管理者関係（その他指摘事項：1件）

① 所管課に対するもの（その他指摘事項：1件）

- ・ 指定管理業務に係る管理・監督が不十分なもの（1件）

4 監査対象団体及び所管課ごとの監査結果

監査対象団体及び所管課ごとの監査結果は、7ページから34ページまでに記載している。

第3 意見事項

令和6年6月から令和7年1月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「第2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

1 財政的援助団体に関するもの

補助金等交付事業については、その財源が公金であることから、広く県民の理解が得られるよう、適切に実施する必要がある。

補助制度の内容を規定するものとして、その交付要綱や要領等があるが、今回の監査結果においても、補助金交付要綱等の不備が散見された。具体的には、補助金の算定方法、補助対象経費、交付条件等に関する記載が不適切なもので、これまでの監査においても繰り返し指摘してきたものである。今後の要綱等の制定、改正の際には、関係法令、国等からの通知、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県補助金等交付要綱準則等を確認するなど、適切に対応されたい。

また、変更承認が必要であったにもかかわらず、変更承認申請が行われていなかったもの、補助金申請書や実績報告書に必要な資料が添付されていなかったものなどがあり、県の審査においてもこれらを看過していた事案があった。

さらに、公費で整備した建物の管理運営面で不備が認められたもの、補助対象資産への抵当権設定に係る承認において、県の確認が不十分であったものといった事案も散見された。

なお、これまでの監査において指摘を受けたにもかかわらず、未だに改善されていないもの、団体の会計規程に不備があるものがあった。

県は、事務に不慣れな団体も散見されることから、団体に対して、きめ細かな指導、継続的な支援を行うなど、適切に対応するとともに、補助金等の事務が適切に実施されるよう、県としての組織的なチェック体制の整備、職員個々の知識・実務能力の向上に努められたい。

2 出資団体に関するもの

県は、行政の補完的な役割を担う団体等に対する出資を行っている。これらの出資団体には、公的な団体として、不祥事など様々なリスクを防止する内部統制の整備と、事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

出資団体に対する監査結果をみると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、一部の団体を実施する助成事業について、消費税等の申告義務者が助成対象者となる可能性があるにもかかわらず、助成金交付要綱において、仕入税額控除に係る規定を設けていないものがあった。

県は、団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体を指導、監督されたい。

3 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、施設サービスの向上及び利用の活発化を図ることや、経費の節減等を目的として導入されたものであり、県は制度の趣旨に沿って、指定管理者に対する適切な監督や相互協力を通じて、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

公の施設の指定管理者に対する監査結果をみると、県の施設整備が遅延したことにより、事業計画及び収支計画に変更が生じたにもかかわらず、その変更協議が行われていない事案があった。

指定管理者に対し必要な指導、監督を行うとともに、県と指定管理者との間でのコミュニケーションを密にし、相互の理解を深めるなど、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

4 まとめ

今回の監査では、「重要な指摘」はなく、指摘件数は、全体で 24 件となっている。

その内訳をみると、県、団体ともに通常期待される程度の注意義務を果たしていれば未然に防止できたと思われる事案が依然として多く、県、団体双方の担当者の能力・資質向上や組織的なチェック体制の構築に取り組む必要がある。

財政的援助団体は、規模や種類が様々で、必ずしも事務体制が整備されている団体や補助金事務に慣れている団体ばかりではない。また、その団体にとっては数十年に一度の事業を実施する場合もある。県は、内部統制が脆弱な団体や補助金事務に不慣れた団体も散見されることから、団体に対しきめ細かな指導、支援を行うなど、適切に対応されたい。

財政的援助団体、出資団体、公の施設の管理者のいずれにおいても、法令違反その他の不祥事が生じた場合、県に対する県民の信頼が著しく損なわれてしまう。そのような事態を防止するため、必要な措置を講じ、また行政運営及び業務実施を改善する一助となるよう、本報告書を参考・活用されたい。

監査対象団体ごとの監査結果

1 財政的援助団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県消防協会		
所 在 地	佐賀市堀川町1番1号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年6月10日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金
		補助対象事業費	9,990,296 円
		補助金交付額	3,600,000 円
所 管 課	危機管理防災課 (消防保安室)		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 補助事業に要する経費の配分の変更を行っているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。</p>		

団 体 名	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園		
所 在 地	唐津市東城内7番1号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年6月25日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補助対象事業費	911,182,000 円
		補助金交付額	394,598,000 円
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立高等学校運営費補助金 (魅力づくり枠加算)
		補助対象事業費	3,081,890 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	法務私学課 (私立中高・専修学校支援室)		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	佐賀県専修学校各種学校連合会		
所 在 地	佐賀市兵庫町瓦町450-5		

監査執行年月日	令和6年11月20日		
監査執行者	監査委員 荒木 敏也		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県専修学校魅力発信事業費補助金
		補助対象事業費	21,000,000円
		補助金交付額	17,500,000円
所管課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	祐徳自動車株式会社		
所在地	鹿島市大字高津原 4097 番地 2		
監査執行年月日	令和6年11月19日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 宮原 真一		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 （路線維持費補助金）
		補助対象事業費	55,759,000円
		補助金交付額	27,879,000円
		補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 （車両減価償却費等補助金）
		補助対象事業費	56,758,000円
		補助金交付額	28,378,000円
所管課	交通政策課（地域交通システム室）		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	サキンエコリサイクル株式会社		
所在地	佐賀市鍋島町大字森田 833 番地 1		
監査執行年月日	令和6年7月22日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的支援内容	補助金	補助金名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金
		補助対象事業費	34,820,000円
		補助金交付額	10,000,000円
所管課	循環型社会推進課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	株式会社中村		
所 在 地	神崎市千代田町迎島 1282-3		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月17日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金
		補助対象事業費	10,411,000 円
		補助金交付額	6,940,666 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター		
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿甲 4760-1		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年11月13日		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	がん患者歯科保健医療連携推進事業費補助金
		補助対象事業費	2,826,010 円
		補助金交付額	1,412,000 円
		補 助 金 名	佐賀県病院内保育所運営事業費補助金
		補助対象事業費	33,013,200 円
		補助金交付額	3,092,000 円
		補 助 金 名	佐賀県救命救急センター機能強化事業費補助金
		補助対象事業費	30,357,132 円
		補助金交付額	13,159,000 円
		補 助 金 名	佐賀県看護師等養成所運営費補助金
		補助対象事業費	87,342,075 円
		補助金交付額	17,205,000 円
所 管 課	健康政策課 (がん撲滅特別対策室)、医務課、医務課 (医療人材政策室)		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	医療法人社団啓祐会		
所在地	神崎市神埼町鶴 3194 番地 3		
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 18 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（令和 4 ～ 5 年度債務負担行為）
		補助対象事業費	1,757,408,400 円
		補助金交付額	135,000,000 円
		（うち令和 4 年度交付額）	（67,500,000 円）
		（うち令和 5 年度交付額）	（67,500,000 円）
所管課	医務課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部は是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>（1）補助金事務について、適正でないものがあった。 令和 4 年度終了実績報告書の令和 4 年度収支決算書抄本に決算額を記載していなかった。</p>		

団体名	社会福祉法人真栄会		
所在地	神崎市千代田町詫田 983 番地		
監査執行年月日	令和 6 年 7 月 4 日		
監査執行者（書面）	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助対象事業費	18,584,424 円
		補助金交付額	14,741,000 円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	公益財団法人佐賀県産業振興機構		
所在地	佐賀市鍋島町八戸溝 114		

監査執行年月日	令和6年8月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	公益財団法人佐賀県産業振興機構運営費補助金
		補助対象事業費	136,771,509円
		補助金交付額	136,771,509円
		補助金名	佐賀県ネクストスタートアップ創出補助金
		補助対象事業費	19,528,689円
		補助金交付額	19,528,689円
		補助金名	佐賀県技術振興等補助金 (ものづくり産業AI・IoT導入支援事業費)
		補助対象事業費	16,941,010円
		補助金交付額	10,919,523円
		補助金名	さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業費補助金
		補助対象事業費	70,978,288円
		補助金交付額	70,978,288円
		補助金名	ものづくり企業イノベーション促進事業費補助金
		補助対象事業費	16,247,000円
		補助金交付額	14,430,642円
		補助金名	佐賀県技術振興等補助金(産学官共同研究コーディネート事業費補助)
		補助対象事業費	15,669,761円
		補助金交付額	15,669,761円
	補助金名	佐賀県技術振興等補助金 (現場力向上支援事業費)	
	補助対象事業費	12,690,799円	
	補助金交付額	12,690,799円	
	補助金名	県産品販売支援事業費補助金	
	補助対象事業費	284,394,394円	
補助金交付額	284,394,394円		
負担金	負担金名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金	
	負担事業費	37,744,000円	
	負担金交付額	4,000,000円	
出資等の内容	出資金	基本財産	8,023,943円
		出資額	8,000,000円

	出 資 率	100%
所 管 課	産業政策課、ものづくり産業課、産業人材課、流通・貿易課	
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 経営にかかる事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>	

団 体 名	唐津東商工会		
所 在 地	唐津市相知町相知 2044-10		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月10日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	10,425,276 円
		補助金交付額	3,149,325 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	日清紡マイクロデバイスAT株式会社		
所 在 地	神埼郡吉野ヶ里町立野 950		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年11月11日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和4年度)
		補助対象事業費	3,454,099,792 円
		補助金交付額	563,155,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	昭栄化学工業株式会社		
所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビル		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月24日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県工場等立地促進補助金 (令和4年度)
		補 助 対 象 事 業 費	10,485,546,582 円
		補 助 金 交 付 額	518,000,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社バッテン		
所 在 地	佐賀市川副町大字鹿江 953		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月12日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	「SAGA BAR」リニューアル事業費補助金 (令和4年度)
		補 助 対 象 事 業 費 (うち令和5年度への繰越)	33,928,361 円 (16,184,820 円)
		補 助 金 交 付 額 (うち令和5年度への繰越)	29,989,000 円 (14,989,000 円)
所 管 課	流通・貿易課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	佐賀市栄町1番1号 (令和5年度)		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年6月20日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費 補助金
		補 助 対 象 事 業 費	24,012,000 円
		補 助 金 交 付 額	6,471,000 円
所 管 課	生産者支援課		

監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る事務について、適正でないものがあった。 猟友会の事業実績について報告したことを確認できる書面が保存されていなかった。</p>
-----------	--

団 体 名	川上南部土地改良区		
所 在 地	佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 7 月 30 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (令和 3 年度)
		補助対象事業費	11,000,000 円
		補助金交付額	7,700,000 円
		補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (令和 4 年度)
		補助対象事業費	11,400,000 円
		補助金交付額	7,980,000 円
		補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (令和 5 年度)
		補助対象事業費	23,100,000 円
		(うち 4 年度からの繰越)	(8,600,000 円)
	補助金交付額	16,170,000 円	
	(うち 4 年度からの繰越)	(6,020,000 円)	
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 実績報告書の添付書類等に不備があった。 当該補助金交付要綱において、財産管理台帳は施設が完成した年度の補助金実績報告書に記載又は添付するものとされているが、令和 3 年度及び令和 4 年度に完成した施設について、各年度の補助金実績報告書に記載又は添付されていなかった。</p>		

団 体 名	株式会社佐藤木材		
所 在 地	神崎市脊振町鹿路 585 番地 1		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 6 月 24 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	7,774,200 円
		補助金交付額	3,197,930 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県環境・生態系保全対策地域協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 7 月 22 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県環境・生態系保全対策事業補助金
		補助対象事業費	100,518,245 円
		補助金交付額	17,488,321 円
所 管 課	水産課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	水源地域連携・活性化促進協議会		
所 在 地	佐賀市大財三丁目 11 番 21 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 11 月 12 日		
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	水源地域連携・活性化対策事業費補助金
		補助対象事業費	6,017,441 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	河川砂防課 (城原川ダム等対策室)		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西山 保広		
所 在 地	西松浦郡有田町戸杓丙 434 番地 1		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 6 月 17 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県立有田工業高等学校の全国からの入学者受け入れのための生活環境整備事業費補助金
		補 助 対 象 事 業 費	3,828,000 円
		補 助 金 交 付 額	3,000,000 円
所 管 課	教育振興課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 6 年 6 月 6 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	肥前吉田焼産地再生チャレンジ推進協議会負担金
		負 担 事 業 費	13,300,000 円
		負 担 金 交 付 額	13,300,000 円
所 管 課	国際政策グループ		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部は正又は改善を要するものがあつた。</p> <p>(1) 負担事業による財産の保全について、適切でないものがあつた。</p> <p>負担金事業者が窯業事業者の倉庫を工房として整備し、地元窯業団体が使用している。負担金事業者は、建物所有者との間で工房の借地・借家について口頭の合意は得ていたものの、契約を結ばず、また、貸し出す相手の窯業団体との間で工房の使用契約を結んでいなかった。</p> <p>このため、工房で火災等による財産の滅失があつた場合の責任の所在があいまいなことや、建物所有者から急に工房の仕様変更・撤去を求められた場合に対抗ができないことなど財産の保全の観点から不備が認められた。</p> <p>将来のリスクに対して適切な対応を図るため、書面により必要な契約の締結等を行われたい。</p>		

団 体 名	九州佐賀国際空港活性化推進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年9月4日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	マイエアポート運動拡大事業費負担金
		負 担 事 業 費	45,476,000 円
		負 担 金 交 付 額	45,476,000 円
		負 担 金 名	空港利用促進対策費負担金 (特別経費)
		負 担 事 業 費	83,649,000 円
		負 担 金 交 付 額	83,649,000 円
		負 担 金 名	マイエアポート運動推進事業費負担金
		負 担 事 業 費	36,959,000 円
		負 担 金 交 付 額	36,959,000 円
		負 担 金 名	九州佐賀国際空港ユース育成事業費負担金
		負 担 事 業 費	4,925,000 円
		負 担 金 交 付 額	4,925,000 円
		負 担 金 名	来て、見て、知って、佐賀空港！事業費負担金
負 担 事 業 費	21,229,000 円		
負 担 金 交 付 額	21,229,000 円		
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	アリタセラクリスマスイベント実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月8日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	アリタセラクリスマスイベント実行委員会負担金
		負 担 事 業 費	50,000,000 円
		負 担 金 交 付 額	45,000,000 円
所 管 課	文化課		

監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 負担金事務について、適切でないものがあった。</p> <p>負担金事業者はクリスマスイベント業務を運営業者に委託しており、委託料の算定にあたって、イベント来場者の皿の絵付け等体験費用及びマッシュマロ狩りのためのマッシュマロ購入代金の相当額が受託業者の収入とされている。</p> <p>受託業者の収入とすることが仕様書及び委託契約書に記載されていなかった。</p>
-----------	---

団 体 名	アート県庁プロジェクト実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番10号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年6月20日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	アート県庁プロジェクト負担金
		負 担 事 業 費	63,524,732 円
		負 担 金 交 付 額	49,000,000 円
所 管 課	観光課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 負担金事業者の会計経理事務について、適切でないものがあった。</p> <p>負担金事業者は、事務局を担っている団体から事務局費として2,000千円の請求書を受理し、同額を支払っているが、請求書に経費の内訳が記載されていなかった。</p> <p>(2) 実行委員会の委員構成について、検討を要するものがあった。</p> <p>プロポーザル方式によりイベント受託業者を選定し、委託契約を締結した後、当該受託業者を実行委員会の構成員として新たに加えている。</p> <p>受託した事業者が実行委員会の構成員となることで、委員会の運営に関する重要な事項に関与できる当事者となっており、受託事業者自らの利益につながる計画変更、議決権の行使や発言がなされる可能性も否定できない。</p>		

	<p>また、次回以降の入札において優位な立場となり、今後の公平な競争入札を阻害するおそれがある。</p> <p>このようなリスクを事前に避ける観点から、受託業者を実行委員会の構成員から除外することについて検討されたい。</p>
--	---

団 体 名	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月30日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	佐賀県産業人材確保プロジェクト事業推進会議負担金
		負 担 事 業 費	99,759,291 円
		負 担 金 交 付 額	99,759,291 円
所 管 課	産業人材課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担金目的に沿って執行されていた。		

2 出資団体

団 体 名	九州佐賀国際空港ビル株式会社		
所 在 地	佐賀市川副町大字犬井道 9476 番地 187		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月24日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	1,324,000,000 円
		出 資 額	604,000,000 円
		出 資 率	45.6%
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県臓器バンク		
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番10号		
監 査 執 行 年 月 日	令和6年7月8日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県臓器移植連絡調整者設置事業費補助金

		補助対象事業費	10,584,760 円
		補助金交付額	7,801,000 円
	出資金	基本財産	71,000,000 円
		出資額	42,013,689 円
		出資率	59.2%
所管課	健康福祉政策課		
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

団体名	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所在地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監査執行年月日	令和6年8月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出資金	基本財産	3,272,426,197 円
		出資額	2,880,000,000 円
		出資率	88.0%
所管課	社会福祉課		
監査の結果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたが、一部に是正を要するものがあった。</p> <p>(1) 助成金交付要綱について、適切でない部分があった。</p> <p>基金から発生する果実による助成事業が実施されているが、消費税及び地方消費税の申告義務者が助成対象者となる可能性があるにもかかわらず、助成金交付要綱には仕入税額控除に係る規定を設けていなかった。</p>		

団体名	公益財団法人さが緑の基金		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和6年8月7日		
監査執行者(書面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出資金	基本財産	569,297,448 円
		出資額	250,000,000 円
		出資率	43.9%
所管課	森林整備課		

監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。
-----------	---------------------------

3 公の施設の指定管理者

団 体 名	北山フォレストパートナーズ	
所 在 地	佐賀市富士町大字関屋 52-1	
監 査 執 行 年 月 日	令和6年6月18日	
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県立 21 世紀県民の森キャンプ場
	管 理 委 託 額	24,595,000 円
所 管 課	さが政策推進チーム	
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。	

所 管 課 ご と の 監 査 結 果

1 財政的援助関係

所 管 課	危機管理防災課（消防保安室）		
財政的援助内容	補助金	補助金名	公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金
		補助団体	公益財団法人佐賀県消防協会
		補助対象事業費	9,990,296円
		補助金交付額	3,600,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告の審査にあたって、補助事業の経費の配分の変更があったため変更承認手続きが必要であったが変更されることなく、そのまま額の確定を行っていた。</p>		

所 管 課	空港課		
財政的援助内容	負担金	負担金名	マイエアポート運動拡大事業費負担金
		負担団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
		負担事業費	45,476,000円
		負担金交付額	45,476,000円
		負担金名	空港利用促進対策費負担金（特別経費）
		負担団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
		負担事業費	83,649,000円
		負担金交付額	83,649,000円
		負担金名	マイエアポート運動推進事業費負担金
		負担団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
		負担事業費	36,959,000円
		負担金交付額	36,959,000円
		負担金名	九州佐賀国際空港ユース育成事業費負担金
		負担団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
		負担事業費	4,925,000円
		負担金交付額	4,925,000円
監査実施団体数	1団体	負担金名	来て、見て、知って、佐賀空港！事業費負担金
		負担団体	九州佐賀国際空港活性化推進協議会
		負担事業費	21,229,000円
		負担金交付額	21,229,000円

監 査 の 結 果	<p>(1) 負担金の支出について、検討を要するものがあった。</p> <p>県では、マイエアポート運動拡大事業を含む6件の事業について負担金を予算化し、その金額の範囲内で負担金事業者からの請求額を支出している。</p> <p>協議会の事業内容に変更が生じており、負担金事業者が実際に支出した額と県の負担金支出額を比較すると、県負担金支出額が事業者の実支出額を大幅に超過しているもの、逆に県負担金支出額が事業者の実支出額に大幅に足りていないものがあった。なお、事業メニューの一部で実績がないものもあった。</p> <p>県は、負担金を支出する際には、協議会で意思決定された事業計画に基づいて予算の範囲内で支出することになるが、各事業の進捗状況及び事業に要する経費を確認のうえ、所要額を支出されるよう検討されたい。</p>
-----------	--

所 管 課	観光課		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	アート県庁プロジェクト負担金
		負 担 団 体	令和5年度アート県庁プロジェクト実行委員会
		負 担 事 業 費	63,524,732 円
		負 担 金 交 付 額	49,000,000 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 負担金事業者の会計規程の整備に不備があった。</p> <p>令和2年度の財政的援助団体等監査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会を構成する民間企業と契約書を作成せず広報を行っているもの ・当該企業の関連会社との随意契約の理由が文書で整理されていないもの ・見積金額の内訳の記載が不十分で金額の妥当性を検証することが難しいもの <p>など不適切な会計事務が見受けられ、所管課に対し上記不適切な会計事務を防止するための所要の規定を設けた会計規則の整備を求める指摘を行った。</p> <p>当該指摘に対して所管課から「令和2年度は会計処理の公正性及び透明性をより確保するため、所要の規定が明記された会計規程を準用することとした。」という措置状況報告がなされている。</p> <p>今回の財政的援助団体等監査において確認したところ、実行委員会の事</p>		

	<p>務局規程では、会計経理事務は事務局を担う構成団体の会計規則に準じて行うとなっているが、会計規則の代わりとされる経営会議（局長会）規程には上記不適切な会計事務を防止するための所要の規定は確認できなかった。</p> <p>会計処理の公正性及び透明性の確保のため、県が作成した「〇〇協議会会計処理規程準則」を参考として、事務局を担う構成団体が新たに会計規程を整備するか、又は実行委員会事務局規程を改正し、実行委員会が独自の会計規程を整備されたい。</p>
--	---

所 管 課	医務課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県救命救急センター機能強化事業費補助金
		補 助 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターほか2団体
		補助対象事業費	59,055,922 円
		補助金交付額	26,617,000 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。</p> <p style="padding-left: 40px;">補助事業の交付の条件の規定において対象区分がないにもかかわらず、経費の区分があることを前提とした規定になっていた。</p> <p>【独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター関係】</p> <p>(2) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p style="padding-left: 40px;">補助金交付要綱に定める資料が添付されないままの申請書を受理していた。また、補助金額に影響はないものの申請時点の事実に沿っていない申請となっていた。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（令和4年度）
		補助団体	医療法人社団 啓祐会ほか2団体
		補助対象事業費	3,557,624,400円
		補助金交付額	396,429,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>【医療法人社団 啓祐会関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る財産処分の承認に関し、適正でないものがあった。</p> <p>所管課は、補助金交付決定時に、補助事業者が金融機関から病院整備資金を借り入れることを知り得る状況にありながら、抵当権設定について確認を行わず、財産処分の承認申請を指導しなかった。</p> <p>抵当権が設定された後で、補助事業者から財産処分（抵当権設定）の追認の申請書が提出されたが、補助事業者以外の団体が受けた融資に係る抵当権設定について必要な確認を行うことなく、財産処分の承認を行っていた。</p> <p>(2) 補助金事務について、適正でないものがあった。</p> <p>令和4年度決算額が記載されていない令和4年度終了実績報告書（収支決算書抄本の部分）を受理していた。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助団体	社会福祉法人真栄会ほか23団体
		補助対象事業費	981,828,286円
		補助金交付額	646,212,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>【社会福祉法人真栄会関係】</p> <p>(1) 補助金算定に用いる勤続年数の取扱について、明確に規定していないものがあった。</p> <p>佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱（以下「サービス提供費用等要綱」という。）で規定されている民間施設給与等改善費の加算率については、個々の職員について「実際に昇給がなかつ</p>		

	<p>た年数分は勤続年数から除外する」こととされているが、昇給させた実績がない職員1名の勤続年数の一部を算定に加えていたものがあった。</p> <p>この加算率は階級ごとに定められており、算定に用いている階級に定められた「職員1人当たりの平均勤続年数」には一定の幅があるため、結果的に補助金は過大となっていないが、算定誤りを生じさせた原因は、サービス提供費用等要綱上の規定が曖昧である（具体的には、「勤続年数の算定は、各施設の給与規程の昇給に準じるものとする。」と規定しているだけで、「実際に昇給がなかった年数分は勤続年数から除外する」ことを明確に規定していない）ことによるものであること、また、加算率は補助金額に直接影響を及ぼすものであることから、補助事業者に対して誤解を生じないように、サービス提供費用等要綱に明確に規定されたい。</p>
--	---

所 管 課	産業政策課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	公益財団法人佐賀県産業振興機構運営費補助金
		補 助 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
		補助対象事業費	136,771,509 円
		補助金交付額	136,771,509 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。</p> <p>団体の運営に要する経費に対し補助している公益財団法人佐賀県産業振興機構運営費補助金について、団体職員の退職給付引当金を補助対象と認めていながら、退職給付引当金は補助金交付要綱の補助対象経費として記載されていなかった。</p>		

所 管 課	流通・貿易課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	県産品販売支援事業費補助金
		補 助 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
		補助対象事業費	284,394,394 円
		補助金交付額	284,394,394 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。</p> <p>団体の運営に要する経費に対し補助している県産品販売支援事業費補助金（運営事業費補助金）について、団体職員の退職給付引当金を補助対象と認めていながら、退職給付引当金は補助金交付要綱の補助対象経費として記載されていなかった。</p>
-----------	--

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金
		補助団体	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか14団体
		補助対象事業費	155,222,182円
		補助金交付額	70,383,521円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>【佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会関係】</p> <p>(1) 団体への指導について、不十分なものがあった。</p> <p>猟友会の事業実績について報告したことを確認できる書面が保存されていなかった。</p> <p>他の対策協議会を対象に行った令和3年度財政的援助団体等監査においても、委託事業の実績把握方法の改善を強く求めたが改善されていないところであり、当該書面の保存について、県内各対策協議会を指導されたい。</p>		

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金（令和3年度）
		補助団体	川上南部土地改良区ほか22団体
		補助対象事業費	434,100,000円
		補助金交付額	295,370,000円
		補助金名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金（令和4年度）
		補助団体	川上南部土地改良区ほか25団体
		補助対象事業費	543,089,000円
		補助金交付額	367,363,000円

		補助金名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金(令和5年度)
		補助団体	川上南部土地改良区ほか24団体
		補助対象事業費	377,092,000円
		補助金交付額	255,184,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、適切でない部分があった。</p> <p>佐賀県団体営農業農村整備事業関係補助金交付要綱の別表1において、補助対象となる事業メニューが定められているが、「6 対策工事費及び緊急工事費」の項目について、正しくは「長寿命化実施要綱第2の1の別表の区分の欄の1の対象種類の欄の(1)の交付対象事業のア」と規定すべきところ、誤って「長寿命化実施要綱第2の1の別表の区分の欄の1の対象種類の欄の(1)の交付対象事業のイ」と規定されていた。</p> <p>正：ア(水利施設整備) 誤：イ(機能保全計画策定等)</p> <p>【川上南部土地改良区関係】</p> <p>(2) 実績報告書の審査について、不十分なものがあった。</p> <p>当該補助金交付要綱において、財産管理台帳は施設が完成した年度の補助金実績報告書に記載又は添付するものとされているが、令和3年度及び令和4年度に完成した施設について、各年度の補助金実績報告書に記載又は添付されていなかった。</p> <p>所管課は補助金実績報告書の審査の際にそれを看過し、各年度の補助金の額の確定を行っていた。</p>		

所管課	河川砂防課(城原川ダム等対策室)		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県水源地域連携・活性化対策事業費補助金
		補助団体	水源地域連携・活性化促進協議会
		補助対象事業費	6,017,441円
		補助金交付額	3,000,000円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 間接補助事業の補助条件について、不備があった。</p> <p>補助金交付要綱で、間接補助事業の補助条件として付されることとされている条件が一部付されていなかった。</p> <p>所管課にあつては、今後の補助事業実施にあたって、このようなことがないように補助事業者に対し適切に指導されたい。</p> <p>間接補助事業名 水源地域連携・活性化促進協議会湖面等利活用推進支援事業補助金</p> <p>補 助 事 業 者 水源地域連携・活性化促進協議会</p> <p>間接補助事業者 嘉瀬川ダム利活用推進協議会</p> <p>定められていない補助条件 事情変更による決定の取消し等に関する規定（県補助金交付要綱第6条第1項第7号のイ） 帳簿及び証拠書類の整備、保管に関する規定（県補助金交付要綱第6条第1項第7号のオ）</p>
-----------	---

2 公の施設の管理関係

所 管 課	さが政策推進チーム	
団 体 名	北山フォレストパートナーズ	
公の施設の管理の内容	施 設 名 称	佐賀県立 21 世紀県民の森キャンプ場
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理委託に係る事務について、適切でないものがあつた。</p> <p>指定管理施設であるキャンプ場のオープンが8月から10月に延期になったため、令和5年度事業計画及び収支計画（利用料収入及び事業経費）に変更が生じることとなった。</p> <p>この変更は、県のキャンプ場整備が遅延したため生じたものであり、県から指定管理者に働きかけて、基本協定書に基づく事業計画及び収支計画の変更協議を行うべきであつたが行われていなかった。</p>	

用語等の説明

用語等	説明
<p>地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋） 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋） 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋） 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>

用語等	説明
公の施設の指定管理者制度	<p>指定管理者制度</p> <p>平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。</p> <p>指定管理者制度の流れ</p> <p>指定管理者の募集 ⇒ 申請書の提出 ⇒ 指定管理者の選定 ⇒ 議会による議決 ⇒ 指定管理者の指定 ⇒ 指定管理者による管理運営</p> <p>協定書の締結</p> <p>○上記の手続によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>○当該協定には、利益の取扱い、県が支払うべき管理費用に関する事項やその他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、利益の取扱いに関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、情報公開に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託に関する事項 等</p> <p style="text-align: right;">(佐賀県ホームページ引用)</p>

用語等	説明
<p>特定非営利活動法人 (NPO法人)</p>	<p>「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。</p> <p>NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注)法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの (内閣府ホームページ引用)</p>
<p>補助金等の額の確定 (佐賀県補助金等交付規則第13条抜粋)</p>	<p>条文(抜粋)</p> <p>知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
<p>補助事業等の実績報告 (昭和53年総務部長通知「佐賀県補助金等交付規則の施行について」抜粋)</p>	<p>12 実績報告(第12条関係)</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>

用 語 等	説 明
仕入税額控除	<p>仕入税額控除とは、消費税の納付税額の算定において、課税仕入れ等に係る消費税額を、課税売上げに係る消費税額から控除する仕組みである。</p> <p>補助対象経費に課税仕入れ等に係る消費税額が含まれている場合で、当該課税仕入れ等に係る消費税額について仕入税額控除を受けた場合、補助事業者はその分だけ補助対象経費の負担を免れたこととなる。</p>
<p>補助金に係る仕入税額控除の取扱い</p> <p>(平成 26 年財政課長通知「補助金等に係る予算の執行の適正化について」抜粋)</p>	<p>(6) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の適正な取扱いについて</p> <p>① 補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある」旨の規定（以下、「仕入控除規定」という。）が定められている場合には、適切に補助事業者に対して当該報告を求めること。</p> <p>② 県単独補助金において、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が消費税及び地方消費税の納税義務者であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、仕入控除規定が交付要綱に定められていない場合には、類似の国庫補助事業の取扱いなどを参考にし、以下の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱に、仕入控除規定を設ける。 ・ 補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く。

